

「平日にもう1泊」キャンペーンサイト掲載ガイドラインについて

2023年5月8日

第1条 「平日にもう1泊」キャンペーンの目的

- 「平日にもう1泊」キャンペーンは、観光庁及び日本観光振興協会が推進する国内旅行の需要喚起と旅行需要の「平日(※1)への分散」、「宿泊の連泊(※2)」の普及、啓発を図るためのキャンペーンです。
(※1) 平日：月・火・水・木・金の5日間です。(土・日・祝は除く)
(※2) 連泊：平日の連泊又は1日平日の宿泊を含む「2連泊以上」を指します。
但し、旅行期間中に平日が1日でも含まれる場合は、本キャンペーンの対象となります。
- 「平日にもう1泊」キャンペーンサイト掲載ガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)は、上記の目的を達成するために、本キャンペーンに参画する事業者が遵守すべき事項をまとめたものです。

第2条 遵守事項

本キャンペーンに参画する事業者は、次の事項を遵守してください。

- 第1条のキャンペーンの目的に反しないこと
- 公序良俗に反しないこと
- 反社会的勢力または反社会的勢力に準じた団体、及び人物との関係を有しないこと
- 不当景品類及び不当表示防止法、及び不正競争防止法などの関係法令に違反しないこと

第3条 事業者定義

本ガイドラインで規定する事業者とは、次に定めるものです。

旅行事業者

第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業の登録等をしている事業者

宿泊事業者

旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(下宿営業を除く。)、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第13条第1項の認定を受けた事業者

ただし、次の商品については掲載の対象外です。

- 宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日(ディユース)であるもの
- 風俗営業等の規制、及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する事業者、及び性風俗関連特殊営業を伴う商品

交通事業者

対価を徴収して、人の輸送に関する国土交通省をはじめとする官公庁署所の許可を受けている事業者

第4条 キャンペーンサイト掲載条件

本キャンペーンサイトに掲載するにあたっては、次の条件が必要となります。

1. ロゴの活用（該当する商品、サイト、媒体には必ず専用ロゴを使用すること）
2. 本キャンペーン商品を販売するサイト、又は本キャンペーンそのものを紹介するサイトがあること
3. 「平日にもう1泊」キャンペーンサイト内の専用ページにて、本キャンペーンの掲載に関する登録申請をすること
4. 本キャンペーンサイトに掲載される商品・特典内容について、旅行者に対して商品や特典の具体的な内容が伝わるように説明を記載すること（「平日がお得」や「粗品プレゼント」等の具体性を伴わない記載は不可）

第5条 キャンペーンサイトに掲載可能な商品・特典について

旅行事業者 **宿泊事業者**

「平日の宿泊を伴う」商品・特典を前提とします。

<掲載対象として適切であるか否かの基準、考え方>

- (1) 観光を主たる目的としていること
- (2) 旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること
- (3) 旅行者が得られる具体的なメリットを示すことができること
- (4) 上記のほか、観光庁が適切でないとするものは掲載不可とする

交通事業者

「平日の宿泊を促す」商品・特典を前提とします。

<掲載対象として適切であるか否かの基準、考え方>

- (1) 旅行を促進させる輸送(移動)であること
- (2) 旅行者自身が旅行移動期間中に購入又は利用するものであること
- (3) 旅行者が得られる具体的なメリットを示すことができること
- (4) 上記のほか、観光庁が適切でないとするものは掲載不可とする

第6条 キャンペーンサイト掲載の取消

1. キャンペーン商品の販売、及び特典付与終了時・中止時には、事業者は速やかに掲載取消の申請を行うものとします。
2. 次のいずれかに該当する行為が判明した場合は、本キャンペーンサイトへの掲載取消、及びロゴマークの使用を停止します。
 - (1) 本ガイドラインに違反した場合、又はその疑いがあり、観光庁からの是正指示に応じないとき
 - (2) 本ガイドラインの趣旨と著しく異なるとき
 - (3) 事業者が、本キャンペーン若しくは観光庁の示す趣旨や信用を傷つける行為を行ったとき
 - (4) 事業者が、本キャンペーンについて、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき

- (5) 第2条の遵守事項に反したとき、又は明らかに反したと判断される行為を行ったとき
- (6) 事業者が、ロゴマークを使用したグッズ等の販売行為を行ったとき
- (7) その他、事業者が不適切なロゴマークの使用を行ったと観光庁が判断したとき

第7条 ガイドラインの変更

本ガイドラインは、観光庁により事前の通知なく変更される場合があります。事業者は、本キャンペーンサイトに掲出されている最新のガイドラインを掲載登録申請の前に必ずご確認ください。

(了)

<参考1：本キャンペーンサイトに掲載可能・不可能な商品・特典の記載例>

類型	掲載不可	掲載可
旅行商品	・「<●●キャンペーン>混雑を避けて、「新しい旅の楽しみ方」で出かけよう。」等	<●●キャンペーン> ●●寺社の夜間拝観が特別に可能！
		<●●キャンペーン> お買物券 1,000 円分をご提供
		<●●キャンペーン> ●●ミュージアムへの 30 分先行入場チケット付！

(ポイント) 自社で展開する平日にお得なキャンペーンへのリンクを掲載する場合には、本キャンペーンサイト上においても代表的な特典内容に関する説明文を記載する、又は特典内容に応じて本キャンペーンサイト上の登録を分ける等の対応をしてください。

類型	掲載不可	掲載可
宿泊	・「平日にお得」「祝前日よりも割引」 ・「平日料金」 等	宿泊料金 10%割引
		売店で使える 1,000 円クーポンの贈呈
		貸切風呂利用が無料に！

(ポイント) 平日の宿泊であれば、具体的にどのようなサービスや割引が提供されるのか、明確に記載してください。

※ 旅行者に「お得感」が伝わる見せ方を工夫してください。(例：「30%割引」より「3人に一人無料」等)

類型	掲載不可	掲載可
旅行商品 宿泊	・「ペットボトルの水を 1 本プレゼント」 ・「アメニティ (歯ブラシ等) プレゼント」 等	夕食時に 1 ドリンクサービス (アルコール含む)
		特産りんごを使用したウェルカムジュースをサービス
		温泉入浴剤をプレゼント

(ポイント) 旅行者に対し、通常無料で提供されていると想定し得るサービスやギフトの掲載はお控えください。

<参考2：旅行者に伝わる・喜ばれる特典商品の例>

類型	特典内容の例
食べる	特産白エビせんべいと地ビールをサービス
	夕食に鮎の塩焼き1匹を無料で提供
	焼酎アドバイザーの店主おすすめ焼酎を一杯サービス
	北陸の海の幸、お造りグレードアップ（うれしいお造り2種追加）！
	2連泊：朝食1回分無料、3連泊：朝食と夕食が1回分無料
遊ぶ・見る	平日アクティビティ（レンタサイクル）無料
	平日出発でワゴン車をご利用の方を対象にレンタカー基本料金を最大40%割引
	砂蒸し風呂半額！
	オーナーが秘密のスキーテクニックを伝授
	2名以上で旅行の場合、テーマパークの大人1名様入場料無料
もらえる	讃岐うどんのお土産（2人前）プレゼント
	地域の特製饅頭一箱プレゼント
	伝統工芸品で作ったお箸をプレゼント
	1部屋につきスパークリングワイン一本プレゼント
	お部屋へフルーツ盛り合わせまたはおすすめワインのいずれかをプレゼント
割引	平日の連泊に応じて宿泊料金を割引（2泊：10%OFF、3泊：20%OFF、4泊以上：30%OFF）
	平日3000円オフ、連泊でさらに10%オフ
	公式サイトでの平日価格は他社サイトより全プラン10%割引。さらに素泊まりプランで2泊以上された場合は、そこから1泊につき10%割引
	【夏の平日割キャンペーン】6～8月搭乗対象！平日出発なら、航空券が片道最大2500円OFFでお得！
	クルーズ料金が価格表から10%割引
その他	アーリーチェックイン13：00～+貸切風呂無料（13：00～15：00の間の45分間）
	【室数限定！平日2000円引】海の温泉リゾートで過ごすオールインクルーシブ
	夜景の見えるお部屋へ無料アップグレード
	お部屋食【平日限定】特別室にお得に泊まろう～☆★最上階露天風呂付客室★☆☆～
	【チケット半額！】沖縄ファン必見の新しい沖縄の観光、沖縄芝居「棒しばり」を半額でお楽しみいただけます。

